平成２７年（フ）第７８号
埼玉県上尾市菅谷２丁目123番地
債務者　奈良　貴之
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５－13－309
債務者　納谷　信文
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
さいたま市北区日進町２丁目560番地
債務者　小野日紗子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
さいたま市浦和区領家１丁目６番15号　ホーマット北浦和201号
債務者　西川　章治
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
埼玉県所沢市榎町19番９号　ロイヤル榎３－101
債務者　伊藤　弘子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５０号
埼玉県ふじみ野市上野台１丁目３番20棟508号
債務者　小暮　弘子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１号
秋田県横手市寿町３番７号　コーポ末広２号室
債務者　佐々木公子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１２号
山形市薬師町２丁目19番５－503号　山形市営薬師町住宅
債務者　大越　昭一
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８０号
函館市堀川町22番10－105号
債務者　関　　義光
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７１号
新潟県長岡市仲子町３番31号
債務者　五十嵐喜一郎
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１号
新潟県南魚沼市六日町795番地７
債務者　山崎　利久
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２号
新潟県南魚沼市六日町795番地７
債務者　山崎　利一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立375番地11－402号
債務者　風間　知恵
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３号
福岡県行橋市北泉３丁目８番５号　中國彦方
債務者　園田　浩幸
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
佐賀市昭栄町９番18号
債務者　松崎　裕司
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２７号
埼玉県川口市大字安行領根岸1920番地　根岸台高層市営住宅ＲＣ－Ａ208
債務者　大熊　茂雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区４棟204号、旧住所埼玉県久喜市南３丁目３番６号
債務者　丸山　正和
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係